

平成 26 年 7 月 17 日付け 26 文科初第 490 号

文部科学省初等中等教育局長 発

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知） 抜粋

～略～

第三大綱の策定について

1 改正法の概要

地方公共団体の長は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとすることとしたこと。（法第 1 条の 3 第 1 項）

地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議するものとすることとしたこと。（法第 1 条の 3 第 2 項）

地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととしたこと。（法第 1 条の 3 第 3 項）

法第 1 条の 3 第 1 項の規定は、地方公共団体の長に対し、法第 21 条に規定する事務（教育委員会が管理し、執行する事務）を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならないものとしたこと。（法第 1 条の 3 第 4 項）

2 留意事項

～略～

（1）大綱の定義

～略～

大綱が対象とする期間については、法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が 4 年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が 5 年であることに鑑み、4 年～ 5 年程度を想定しているものであること。

～略～

（3）地方教育振興基本計画その他の計画との関係

地方公共団体において、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。

新たな地方公共団体の長が就任し、新たな大綱を定めた場合において、その内容が既存の教育振興基本計画等と大きく異なるときには、新たな大綱に即して、当該計画を変更することが望ましいこと。

～略～